

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第384号)

平成17年7月8日

横情審答申第384号

平成17年7月8日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年1月31日道維第78号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「 区画整理事業における完了検査に関わる文書一式（審査調書、申請書等）港北NT52規1134*

*完了検査済証に対応するもの 別紙供覧文書参照

（平8、港北NT事ム所）「7-15」「14-12」「18-16」

橋、道路竣工検査(引継検査)引取検査(道路局保有分)」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「区画整理事業における完了検査に関わる文書一式（審査調書、申請書等）港北NT52規1134**完了検査済証に対応するもの別紙供覧文書参照（平8、港北NT事ム所）「7-15」「14-12」「18-16」橋、道路竣工検査(引継検査)引取検査(道路局保有分)」を非開示とした決定は、結論において妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「区画整理事業における完了検査に関わる文書一式（審査調書、申請書等）港北NT52規1134**完了検査済証に対応するもの別紙供覧文書参照（平8、港北NT事ム所）「7-15」「14-12」「18-16」橋、道路竣工検査(引継検査)引取検査(道路局保有分)」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、平成14年8月23日付で行った非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のとおり要約される。

- (1) 開示請求書を受理した後に対象行政文書を特定するため、都筑土木事務所の担当者(以下「担当者」という。)が電話で異議申立人(以下「申立人」という。)に確認したところ、道路局保有分であるとの回答を得ている。
- (2) 港北ニュータウン地区内の道路の審査・検査事務は、「港北ニュータウン地域内、日本住宅公団施行土地区画整理事業の宅地造成工事に係る諸事務の取扱い」（昭和52年12月23日決裁）に基づき、昭和53年10月1日付け道路局長と都市整備局長の「確認書」（以下「確認書」という。）により取扱いを定めている。確認書では、道路局で取扱う事務のうち都市計画道路を除いた審査事務及び検査事務の一部を都市整備局が取扱うこととなっている。

当該箇所の道路の検査について調査したところ、検査は都市整備局港北ニュータウン建設事務所（当時。以下「建設事務所」という。）が実施しているため、道路局は

検査を行っておらず、検査書類を作成又は取得もせず、引継も受けていない。

そのため、本件申立文書は存在せず保有していないことから、条例第10条第2項により非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消し、開示するとの決定を求める。
- (2) 本件については「原本がない」とも聞いているので副本・コピーがあれば開示を求める。
- (3) 区画整理事業における道路は将来横浜市に帰属するものである以上、竣工検査は必ず実施され、竣工関係図書は永年保存されるものである。実施機関は「保有していない」としているが、その趣旨は「道路局は受取っていない」という意味であると聞いた。しかしながら申立人は電話での問い合わせに対しても、請求対象は横浜市であり、道路局に限定したものではないと告げている。（そもそも竣工図書が横浜市のどこにも「保有」されない筈はない。）
- (4) 申立人が請求した文書は道路局実施による橋・道路の竣工検査・引継検査（引受検査）である。実施機関は「検査は建設事務所が実施している」としているが、実際は建設事務所が発行した広報紙の「港北ニュータウン」及び「港北ニュータウン二次造成設計の手引き」が示す如く、合同検査に先立って道路局による独自の完了検査が実施されている。申立人はこの道路局実施の竣工図書・引継検査（引受検査）を求めているのである。
- (5) 実施機関は、「担当者が電話で申立人に確認したところ、道路局保有分であるとの回答を得ている」としているが、全く事実に反する主張である。すなわち、8月15日に担当者から申立人の請求趣旨に関する質問を受けているが、その折「8月10日から文書を探しているが、道路局には存在しない。請求対象は道路局保存分としているのか否か」と聞かれ、申立人は即座に「横浜市に対して請求している。従って、道路局保存文書という限定はしていない」とハッキリ答えている。それに対し、担当者は「市長あてだということは分かっている。しかし、道路局には文書はないので」と困った様子で答えている。

このように間違いようのないほど明らかなやりとりについて何故こうまでも正反対の報告がなされたのか審しく思わざるをえない。

「道路局には文書はない」と告げられれば、申立人としてはなおのこと「他局を探してみてもらえないか。文書がなくて大変困っているのだから」とお願いをするしかない。それに対して担当者は「どうするか相談してみる」と言って話は終わっている。

- (6) 検査が実施されている以上、竣工図書はどこかに存在する筈である。特に「確認書解説 4 その他」において「竣功検査がそのまま引取検査」となるとの記載があり、この引取検査は引継図書の一部として実施機関に永年保存されるべき文書である。

5 審査会の判断

(1) 港北ニュータウン事業について

港北ニュータウン事業は、住宅・都市整備公団（当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）施行による土地区画整理事業で、宅地を整備するための宅地造成工事についても、公団が施行している。

横浜市は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「宅造法」という。）第11条に基づく公団からの宅地造成工事に関する協議の申出（昭和53年9月30日協議成立）を受け、同法に基づき宅地造成工事に関する審査・検査業務を行い、平成9年3月31日にすべて完了している。

(2) 本件申立文書について

ア 港北ニュータウン事業により築造された道路及び歩道橋の検査には、道路・橋梁工事（路線単位の単独工事）が完了する前に行う中間検査、同工事が完了した時点で行う検査（以下「竣工検査」という。）及び宅造法に基づく検査（以下「完了検査」という。）があり、検査関係図書として、道路工事検査済書、検査記録簿及び宅地造成に関する工事の一部完了検査審査調書等が作成されている。

イ 本件申立文書は、開示請求書には「完了検査」及び「竣工検査」と2種類の記載があるものの、意見書において申立人が「竣工検査に関わる文書を請求した」と主張していることを考え合わせると、宅地造成に関する工事の一部完了検査済証の交付伺（以下「交付伺」という。）に記載された工区番号である「7-15」、「14-12」及び「18-16」に該当する橋・道路について、港北ニュータウン事業の検査関係図書のうち竣工検査に関する文書を求めているものと解することが適当である。

なお、実施機関は本件請求については道路局が保有している文書に限定した趣旨であったと主張するが、開示請求書には道路局に限定した記載はなく申立人においても道路局に限定した趣旨ではないことを主張しているため本件申立文書は道路局が保有しているものに限定せずに判断し、検討を行うこととする。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 港北ニュータウン事業における橋・道路に関する竣工検査図書には、まず、道路・橋梁工事が完了した時点で建設事務所の道路担当が検査を行い交付する道路工事検査済書が該当し、本件請求の対象行政文書であると考えられる。

道路工事検査済書については、交付伺に道路工事検査済書の写しが残されている場合が何件かあることが答申第383号で確認された。

当審査会では「7-15」、「14-12」及び「18-16」の工区の道路工事検査済書の存否を確認するため当該工区の交付伺を見分したところ、それらの交付伺においては道路工事検査済書が添付されていることを確認できなかった。

イ そのほか、港北ニュータウン事業における橋・道路に関する竣工検査図書として、港北ニュータウン事業における橋・道路工事が完了するまでの検査の経緯を示した記録であり検査年月日等が記載された検査記録簿が存在している。

しかしながら、答申第383号で確認したとおり、既に申立人に開示されているため本件においては改めて同一の文書を開示する必要性は認められない。

ウ そのほかにも本件申立文書の存在を推認させる事情は認められず、本件申立文書が存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る確証を得ることはできなかった。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、結論において妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年 1 月31日	・ 実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成15年 2 月21日 (第7回第二部会) 平成15年 2 月25日 (第7回第一部会)	・ 諮問の報告
平成15年 7 月29日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成17年 4 月 8 日 (第292回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成17年 5 月13日 (第62回第二部会)	・ 審議
平成17年 5 月27日 (第63回第二部会)	・ 審議
平成17年 6 月10日 (第64回第二部会)	・ 審議